

稲城市「提案募集型」

ネーミングライツ・パートナー

募集要領

稲城市

稲城市（以下「市」という。）では、市の施設等におけるネーミングライツ（市の施設に対し、法人格を有する団体の名称又は商品名などを冠した愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいいます。）の導入に当たり、次のとおりネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツの付与を受ける団体をいいます。）を募集します。

なお、この募集要領に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、「稲城市ネーミングライツの付与に関する指針」に定めるとおりとします。

## 1 募集の趣旨

市では、市の施設等にネーミングライツを導入することで得られた収入を施設等の持続的な管理、運営等に充てることにより、施設利用者等に対するサービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

## 2 募集対象施設等

募集の対象となる施設は、市の文化施設、スポーツ施設、公園などの公共施設全般とします。ただし、市庁舎、市立小中学校、ネーミングライツを既に導入している施設など、その設置や運営の目的、利用状況等を考慮し、ネーミングライツの導入が適さないと市が判断するものは対象外とします。

## 3 命名権料及びネーミングライツの付与の期間

### (1) 命名権料

ア 命名権料は、対象施設等の利用状況やメディアへの露出状況などを勘案するとともに、類似する他自治体の例などを参考にして、年額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）で提案してください。また、提案の対象となる施設で利用可能な機器類やサービスの提供等が含まれる場合は、それらを含めて提案してください。

イ 命名権料の支払は、年度ごとに市が請求を行った日から30日以内に納付していただくものとします。

### (2) ネーミングライツの付与の期間

ネーミングライツの付与の期間は、原則3年以上とし、年単位の応募となります。

ただし、提案のあった期間が市の基準を下回る場合であっても、応募者との調整の上、市が妥当と判断できる範囲であれば、その期間においてネーミングライツを付与するものとします。

## 4 命名権料以外の費用負担等

(1) 命名権料以外の費用負担区分については、次の表のとおりとします。

摘要	費用負担	
	市	ネーミングライツ ・パートナー
敷地・建物における看板・サイン表示の変更 及び新設 ※1		○ ※2

市が管理する周辺道路標識、サイン表示の変更 ※3		○
協定期間終了後又は協定解除後の原状回復		○ ※4
市が新たに発行するパンフレット等の印刷物、市ホームページ上の表示	○	

※1 看板・サイン表示の変更及び新設については、設置の可否を含めて協議します。

※2 関連する費用も含めてネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

※3 道路標識等の所管課と協議の上、変更可能な表示について、調整いたします。

※4 ネーミングライツ・パートナーの費用により変更を加えたものに限ります。

## (2) その他

ア 1団体で複数の施設に係る提案をすることができます。

イ ネーミングライツの付与の範囲など詳細については、ネーミングライツに関する優先交渉権者の選定後において、市と協議の上、決定します。

なお、この協議においては、愛称についても修正等の調整をお願いする場合があります。

ウ 屋外への新たな看板（広告物）の表示は、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第10号）の対象となり、手続が必要となる場合があります。この場合において、必要な手続は、ネーミングライツ・パートナーが実施し、その費用を負担するものとします。また、ネーミングライツ・パートナーが設置した看板に係る維持管理は、全てネーミングライツ・パートナーがその責を負うものとします。

エ ネーミングライツの付与は、施設の所有権、管理権などには影響を与えません。

また、ネーミングライツを第三者に譲渡又は貸与することはできません。

## 5 導入までの流れ

(1) 事前相談

(2) 施設等所管課との調整

※対象外施設であったり、条件等が折り合わない場合があります。

(3) 施設特定型としての募集に対して申し込み

(4) 稲城市ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）による選考

(5) 優先交渉権を付与する企業等の決定

(6) 屋外広告物の取扱い等、細部について調整

(7) 協定の締結

(8) 愛称の使用開始

## 6 愛称の条件

(1) 命名することができるのは、施設等の一般的な呼称として用いられる愛称であり、市の条例等に規定する名称を変更するものではありません。

- (2) 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。  
また、愛称が定着するまで、条例等における名称を併記することがあります。
- (3) 施設等に付与する愛称は、企業名、商品名などを冠したもので、対象施設等の設置目的に反せず、市民に親しまれるものとしてください。  
また次に掲げる事項のいずれにも該当しないものとします。
- ア 市及び当該ネーミングライツの対象となる施設等の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- イ 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に掲げる営業に該当するもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益につながるもの
- オ 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- カ 消費者金融、債権回収等に関するもの
- キ 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容のもの
- ク 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

## 7 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体とし、次の各号に該当しないものとします。

なお、優先交渉権者の決定後、協定の締結までの間に当該優先交渉権者がネーミングライツ・パートナーとなることがふさわしくないと認められる事象等が生じた場合には、優先交渉権者としての資格を取り消すことがあります。

- (1) 政治団体、宗教団体及び特定の政治理念又は宗教を標ぼうするもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に掲げる営業を営むもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益につながる活動を行うもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行うもの
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続を開始している法人
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- (7) 申込書の提出時において、公租公課を滞納しているもの
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、稲城市から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない団体
- (10) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市のネーミングライツ・パートナーとして市長が適当

でないと認めるもの

## 8 応募手続

### (1) 事前相談の申込み

ネーミングライツの取得を希望される際は、次号に規定する提案書類を提出される前に必ず市に事前相談をお願いします。事前相談をされる場合は、企画部企画政策課へ電話連絡の上、申込みは「稲城市ネーミングライツ・パートナー事前相談申込書（別記様式第1号）」を「14 お問合せ・申込先」まで提出してください。

### (2) 提案書類の提出

次表に掲げる書類を「14 お問合せ・申込先」まで提出してください。

番号	提出書類
①	稲城市ネーミングライツ・パートナー申込書（別記様式第2号）
②	団体の概要書（別記様式第3号）
③	誓約書（別記様式第4号）
④	会社概要（パンフレット等を含む。）
⑤	直近3か年の決算報告
⑥	印鑑証明書
⑦	登記事項証明書（商業登記簿謄本等） ※1
⑧	法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人市民税（法人住民税）の納税証明書 ※2

※1 発行から3か月以内のものに限ります。

※2 納税を証明できる最新のもの（滞納がないことを確認します。）

### (2) 公募の実施

申込書受付後、当該施設等のネーミングライツ・パートナーについて、おおむね2週間の公募を行います。公募期間中に同一施設に複数の応募があった場合には、当該応募も併せて選考いたします。

### (3) 留意事項

ア 応募に当たって必要な経費は、全額応募者の負担とします。

イ 応募書類等は、返却しません。また、稲城市情報公開条例（平成14年条例第30号）の規定に基づき公開することがあります。

## 9 選考方法

### (1) 優先交渉権の付与

選考委員会において、応募者から提案された命名権料、ネーミングライツの付与の期間、経営の安定性、企業理念、愛称の妥当性及びその他の提案事項を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権の付与を決定します。

なお、同一施設等に複数の応募がある場合には、選考委員会で順位を付し、第1順位者にネーミングライツ・パートナーの優先交渉権を付与します。

(2) 応募者が1団体の場合

応募者が1団体のみの場合も、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、交渉権者とするかどうかを決定します。

(3) ヒアリングの実施

優先交渉権者の選考又は交渉権者の決定に当たり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(4) 結果の通知

優先交渉権者の選考又は交渉権者の決定後、その結果を全ての応募者に通知します。

10 協定の締結

(1) 締結に係る協議

市と優先交渉権者又は交渉権者は、協定の内容を協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツに関する協定を締結します。

(2) 協議が整わない場合

互いに誠意を持って協議したにも関わらず合意に至らず、市において合意の可能性がないと判断した場合は、市は、協議を打ち切ることができるものとします。

なお、市が優先交渉権者との協議を打ち切った場合、応募者が複数いるときは、第2順位者以降の応募者と順次協議できるものとします。

11 協定の継続

協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、選考委員会にて行います。

12 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合や、ネーミングライツを行使することが適当でないと市長が判断した場合には、当該ネーミングライツに関する協定を解除することができるものとします。この場合において、当該協定解除に伴う原状回復に必要な経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、一度納付された命名権料は、返還しません。

また、協定解除に伴い、ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、市はその一切の責任を負いません。

13 ネーミングライツ・パートナーの公表及び愛称の周知

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した後、法人名、施設等の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の周知を図ります。

14 お問い合わせ・応募先

稲城市企画部企画政策課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111

電話番号：042-378-2111

E-mail：kikakuseisaku@city.inagi.lg.jp